

## 香川県在籍型出向等支援協議会 設置要綱

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、香川県在籍型出向等支援協議会(以下「地域協議会」という。)を設置・開催する。

## 2 構成員等

地域協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

- (1) 経済団体 香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会、  
香川県中小企業団体中央会、香川県経営者協会
- (2) 労働者団体 日本労働組合総連合会香川県連合会
- (3) 金融機関 百十四銀行、香川銀行
- (4) 香川県社会保険労務士会
- (5) 産業雇用安定センター香川事務所
- (6) 関係行政機関 四国経済産業局、四国運輸局、四国地方整備局、香川県、香川労働局
- (7) その他

地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## 3 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関する事。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

## 4 事務局

地域協議会の事務局は、香川労働局職業安定部に置く。

## 5 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

**附則**

この改正は、令和3年12月8日から適用する。